

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和7年1月23日（令和7年（行情）諮問第107号）

答申日：令和8年10月9日（令和8年度（行情）答申第637号）

事件名：基礎情報隊が作成した情報資料のうち特定の期間につづられた文書及び当該記事一覧の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる14文書（以下、順に「文書1」ないし「文書14」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和6年10月25日付け防官文第24228号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消し等を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）ないし（4）（略）

（5）一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

（6）及び（7）（略）

（8）他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認する手段がないので、他に文書がないか念のため確認を求める。

（9）（略）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定し、令和6年10月25日付け防官文第24228号により、法5条3号に該当する部分を不開示とする

とともに「当該記事一覧」に該当する行政文書を不開示とする一部開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

2 本件対象文書について

(1) 文書1ないし文書13は、陸上自衛隊基礎情報隊（以下「基礎情報隊」という。）の各科担当者が新聞、インターネット等様々な媒体から収集した情報を基に電磁的記録により作成したものである。当該文書の保管は、システム内にフォルダを作成し、その中に格納することにより行っている。

(2) 文書14は、文書13の各国データベースとは異なるシステムに保管（登録）されているデータ資料である。

3 「当該記事一覧」について

本件対象文書は、上記2のとおりシステム内に保管しており、当該文書は利用者の目的に応じて資料名、トピック、地域、キーワード等を適宜選択し検索できる環境にあり、一覧性を持った資料を作成する必要はないことから、当該記事一覧については作成していない。

4 法5条該当性について

本件対象文書のうち、不開示とした部分及び不開示とした理由は、次のとおりであり、法5条3号に該当する部分を不開示とした。

(1) 文書1ないし文書12の文書中、情報資料作成者の氏名及び階級等については、これを公にすることにより、自衛隊の情報業務に携わる隊員が特定され、情報を得ようとする者から当該隊員に対する不当な働き掛けが直接行われるおそれがあるなど、じ後の防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

(2) 文書13及び文書14の全てについては、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報関心及び情報の収集、分析能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

5 審査請求人の主張について

(1) ないし(3) (略)

(4) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記4のとおり、本件対象文書の一部が同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

(5) 及び(6) (略)

(7) 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本

件対象文書のほかには本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

(8) (略)

(9) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和7年1月23日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年2月14日 審議
- ④ 令和8年10月2日 本件対象文書の見分及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、他の文書の特定、不開示部分の開示等を求めているが、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

ア 本件対象文書は、基礎情報隊の担当者が、収集した情報を基に作成した資料である。

イ 本件請求文書に該当する文書として、本件開示請求時点において文書1ないし文書14を保有していたが、その他には、本件請求文書に該当する文書は作成しておらず、保有もしていない。

ウ 本件審査請求を受け、念のため改めて、基礎情報隊の関係部署の執務室、書棚、書庫、パソコン上のファイル及び共有フォルダ等の探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) 以上を踏まえて検討すると、本件対象文書は、基礎情報隊において作成及び保有していたことから、これを特定したものであり、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有していない旨の諮問庁の上記(1)ア及びイ並びに上記第3の5(7)の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情もない。

また、諮問庁が説明する上記(1)ウの探索の範囲等について、特段の問題があるとは認められない。

したがって、防衛省において本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 文書1ないし文書12の不開示部分について

標記不開示部分を不開示とした理由について、諮問庁は、上記第3の4(1)のとおり説明する。

当審査会において標記文書を見分したところ、当該不開示部分には、当該情報資料の作成者の氏名及び階級等が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、これを公にした場合、自衛隊の情報業務に携わる隊員が特定され、情報を得ようとする者から当該隊員に対する不当な働き掛けが直接行われるおそれがあるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 文書13及び文書14について

標記文書を不開示とした理由について、諮問庁は、上記第3の4(2)のとおり説明する。

当審査会において当該文書を見分したところ、当該文書は、いずれも基礎情報隊が作成した各国及び軍事科学技術に関する情報が記載された資料であると認められる。

これを検討するに、当該文書については、その名称及び数量を含めて、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報関心及び情報の収集・分析能力が推察され、防衛省・自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして、その対抗措置を講ずることを可能ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは

妥当であり、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 中里智美、委員 木村琢磨、委員 中村真由美

別紙

1 本件請求文書

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び軍事科学技術に関する情報資料のうち請求受付番号：2024. 7. 22－本本B656で特定された後に綴られた文書の全て並びに当該記事一覧。

2 本件対象文書

文書1 ウラン・ウデで露蒙軍事演習「セレンガ2024」の準備に関する最終計画会議が終了

文書2 韓国空軍、F-35B・F/A-18などの米海兵隊戦闘機と連合空中訓練を実施

文書3 中国軍機関紙、「日米が与那国島への配置を加速」との記事を掲載

文書4 ロシア国防相代理率いるロシア代表団が北朝鮮を訪問

文書5 備蓄は回復したのか？（その1）

文書6 豪州、日米共同演習「キーン・エッジ2024」に初参加（2024年2月）

文書7 新華社、自衛隊員の靖国神社参拝に関する記事を掲載

文書8 韓国、新安保室長内定、申国防部長官指名、外交安保特別補佐官新設

文書9 韓国軍、東海領土守護訓練を実施

文書10 備蓄は回復したのか？（その2）

文書11 米議会調査局報告書「台湾の防衛と軍事」

文書12 豪州、多国間防空ミサイル演習「パシフィック・ドラゴン2024」に参加（2024年7月～8月）

文書13 各国データベース

文書14 基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び軍事科学技術に関する情報資料のうち請求受付番号：2024. 7. 22－本本B656で特定された後に綴られた文書の全てのうち、上記以外の文書